

京都府中小企業技術センター 第3期中期事業計画

(事業期間：平成30～32年度)

平成30年3月

京都府中小企業技術センター

京都府中小企業技術センター憲章

平成 24 年 3 月策定

1 基本理念

「基本理念」は、当センターが京都府の地域産業政策達成のための施策展開と産業技術の実務的支援を担う機関として、その存在意義や目的を示すもので、以下のとおりとします。

**私たちは、京都府産業を支える中小企業の技術力向上を支援し、
企業活動と地域経済の発展に貢献します。**

2 基本方針

基本理念を踏まえ、次の4つの「基本方針」を定めます。

- (1) 府内中小企業の皆様の期待に応えられる技術的な価値とサービスの提供をめざします。
- (2) 府内中小企業の皆様から必要とされ、気軽にご利用いただけるセンターをめざします。
- (3) 産業支援機関や大学など多くのパートナーと連携・協働し、府内中小企業を幅広く応援します。
- (4) サービスの質と量の向上を図り、府内中小企業のイノベーション(技術革新)と持続的発展に貢献することをめざします。

3 行動指針

基本理念を実現するために、私たち京都府中小企業技術センターの職員は、次の「行動指針」のもと日々の業務活動を推進します。

(1) お客様本位

常に当センターを利用されるお客様の立場に立って考え、行動します。

(2) 現場視点

常にお客様との対話を大切に、現地現場の視点から考え、行動します。

(3) 自己革新

常にネットワークを拡げ、産業技術の動向に注目し、自己研鑽を図りながら自己革新に努めます。

(4) 社会的責任

常に技術支援の社会的責任を自覚し、高い倫理観をもって行動します。

はじめに

京都府中小企業技術センターは、いわゆる工業系の公設試として、企業の技術支援、人材育成、研究開発などを業務の柱に企業支援を行い、地域の産業に貢献していくことを目的としています。

センターが事業を進める上で基本とすべきものとして、平成24年にそれまでの「中期事業指針」の見直しを行い、基本理念、基本方針、行動指針を掲げてセンター職員が業務運営や事業の実施、日々の技術支援を行うときや考えるときに常に照らし合わせる判断基準とする「センター憲章」を定めました。

このセンター憲章のもとに、平成24年度から3カ年にわたる第1期中期事業計画を、平成27年度から3カ年の第2期中期事業計画を策定し、事業を進めてきたところであり、今般、平成30年度からの3カ年を期間とする第3期中期事業計画を策定いたしました。

計画を策定するに当たっては、まず中期の計画を策定する意義・必要性から議論し、センター憲章や年度計画との関係も整理しました。また、計画を実践する職員の意見を尊重するためにワーキンググループ方式による検討を進めることとし、その中で、まず第2期計画の進捗についてしっかりと検証を行い、その上に立って第3期の計画づくりを行いました。

センターのありたい姿は、企業の技術課題解決にしっかりと向き合うことができることです。第3期計画では、「頼られるセンター」であるために、「三つの重点」と「六つの取組」を計画の重点に据えました。また、第2期計画の検証で導き出された組織的な対応の必要性を踏まえ、計画の推進体制もより明確にしようとしています。

こうした計画の真価は、何が出来たのかで問われるものであり、計画の実行・実践こそが最重要です。まずは気軽にご利用いただけること、そして課題の解決に役立つ「頼られるセンター」であるよう、センター職員は一丸となって取り組んでまいります。

平成30年3月

京都府中小企業技術センター 所長 但馬 幸伸

目 次

1	ありたい姿	1
(1)	基本的機能	1
(2)	事業推進のめざす方向性	2
2	計画の重点と取組	4
(1)	重点目標	4
(2)	重点取組「三つの重点と六つの取組」	4
(3)	「六つの取組」の内容	4
3	事業の展開	6
(1)	技術支援	6
(2)	人材育成	6
(3)	研究開発	7
(4)	関係機関との連携	8
(5)	情報発信	8
(6)	地域産業の活性化	9
(7)	技術支援体制の充実・強化	9
4	計画の推進	11
(1)	計画の推進体制	11
(2)	P D C Aの徹底	11
(3)	取組実績の公表	11
(4)	重点の工程表	12

1 ありがたい姿

(1) 基本的機能

当センターは公設の試験研究機関として、中小企業の技術課題を解決するために、次の基本的機能を備え対応します。

1) 技術支援機能

中小企業が抱える技術上の課題解決や技術水準の向上、新製品や新技術の開発促進などを支援します。

①技術に関する相談

品質管理や技術改善、研究開発などの技術に関する悩みや課題、現場での困りごとなどについて幅広く対応し、アドバイスや情報提供を行います。

②試験、分析、測定

強度や硬さ、摩耗などの材料試験、電気試験、分光やクロマト、X線などの分析、形状や寸法などの精密測定のほか、環境や理化学、微生物試験などを行います。

③機器の貸付

中小企業の技術者の方々が自ら操作して試験や分析、測定などをしていただけるよう、当センターで保有する試験分析機器や測定機器の貸付を行います。

2) 人材育成機能

基盤技術の強化や技術者の育成、新事業展開の準備などこれからのものづくりに必要な幅広い分野のスキル向上を図るためのセミナーや講習会、研究会等を開催し、中小企業の人材育成を支援します。

3) 研究開発機能

地域産業や中小企業が直面する技術課題の解決を第一の目標として、通常の技術相談や依頼試験、機器貸付では解決できないテーマや今後必要と見込まれるテーマ等について、所内研究、共同研究及び受託研究として取り組み、中小企業の研究開発を支援します。

4) 連携機能

企業支援の充実を図るため、関係機関等と連携を強化します。また、中小企業が抱える技術課題に対するニーズと、大学が保有する技術シーズ、その両方からのアプローチで産学公の連携強化を図り、「大学のまち京都」の資源を生かしたネットワークづくりを支援します。

5) 情報発信機能

役立つ情報を迅速に提供し、当センターへの理解の向上と活用の促進を図ります。

◆支援の内容

当センターは以下の中小企業支援メニューを備え対応します。

① 技術相談	中小企業等が抱える技術課題全般にわたる相談に対応します。
② 職員による助言・提案	当センターの職員が、現場視点から技術的課題への解決を支援します。
③ 依頼試験	製品・部品・材料等を預かり、試験・測定・分析を行い、必要な支援を行います。
④ 機器貸付	当センター内の機器設備を中小企業等にご利用いただけます。また、機器等の操作習得の研修や活用方法、分析・試験結果に対する評価方法などに関するアドバイスをを行います。
⑤ 専門家との連携による技術支援	当センターの職員で対応できないような技術相談については、特別技術指導員等の専門家と連携を図り支援します。
⑥ 共同研究	中小企業や大学等と共同研究を行います。
⑦ 受託研究	中小企業等からの委託を受け、試験研究を行います。
⑧ 研究生受入	中小企業等から研究生を受け入れ、研究のサポートと人材の育成を行います。
⑨ 実習生受入	大学等から実習生を受け入れて研修等を行い、人材の育成を行います。
⑩ 研究会	当センターが中心になって、会員同士で研鑽を図り技術を深める研究会を行います。
⑪ セミナー・講習会	技術支援に係るセミナー・講習会を開催し技術力の向上を図ります。
⑫ 連携・コーディネート	中小企業等の産学公連携・企業間連携を進めます。
⑬ 情報発信	中小企業等に役立つ情報を発信します。

(2) 事業推進のめざす方向性

当センター憲章の基本理念・基本方針に基づき事業を推進する上でめざす方向性は、以下の4つとします。

1) 企業の期待に応えられる技術サービス・情報の提供

中小企業からの多種多様な技術相談の窓口として、気軽にご利用いただける「開かれたセンター」であると同時に、ものづくりの基盤技術をはじめ幅広い技術相談など満足いただける対応を行うとともに、当センター内で対応が難しい課題でも関係機関等との幅広いネットワークを活用し、相談者の課題解決に前向きに取り組む「頼られるセンター」をめざします。

また、当センターは中小企業から必要とされる情報源として、タイムリーで役立つ情報提供を行います。

2) 「評価・提案力」・「職員の連携」強化による課題解決の促進

相談内容から技術課題の本質をとらえ、「評価・提案力」（計測、測定、観察、分析等による正しい評価結果と、そこから導かれる適正な考察及び課題解決への技術提案力）の強化を職員の連携を密に行い、中小企業の技術開発、品質管理及びものづくり現場における改善など種々の技術課題の解決に対応できる機関をめざします。

3) 産業構造の変革に対応できるひとづくり

当センターでは、次代のものづくりに対応できる製品企画、設計・加工・評価技術、品質管理技術、環境技術等の多彩な研究会、セミナー・講習会を開催し、産業構造の変革に対応できる中小企業技術者の育成のお手伝いをします。

4) 府内企業の発展を生み出す新産業の創造・新技術の開発支援

共同研究、製品開発に向けた研究会及び大学との交流会等を通して府内企業や地域産業のイノベーションへの取組を推進し、必要とされる新たな技術開発とこれに対応する人材を育て、地域産業の持続的発展に貢献します。

2 計画の重点と取組(平成 30～32 年度)

(1) 重点目標

私たちは、「頼られるセンター」であるために、当センターの資源とこれまでの取組成果を活かして、中小企業の技術力向上を支援する力を継続的に向上させます。

(2) 重点取組「三つの重点と六つの取組」

三つの重点		六つの取組
企業支援の充実	企業からの様々な技術相談に対応し、組織的に支援できるよう、当センター内外の連携強化と業務改善を図ります。	①連携機能の強化
		②技術継承・資質向上
		③事務改善と効率化
新たな分野への挑戦と新産業対応	企業の新規分野への挑戦を支援できるよう、研究開発機能を強化します。	④研究開発の充実
		⑤新産業創造・新技術開発支援の強化
情報発信の強化	支援を必要とする企業への情報発信を進めるとともに、当センターの周知を図ります。	⑥情報発信の強化

(3) 「六つの取組」の内容

①連携機能の強化 ～外部との連携の仕組み、制度の強化～

外部連携に関する制度や事業について、使い方や効果等を検証し、事業の改善や新規事業の検討を行う仕組みを確立し継続運用します。

- ・京都府中小企業特別技術指導員等外部の専門家や技術者との連携強化
- ・大学・研究機関との技術交流の実施 等

②技術継承・資質向上 ～職員教育プログラムの充実と運用～

現状のマニュアルや研修機会等を職員教育プログラムとして体系的に整理し、内容の充実や活用の促進を図る仕組みを創設し継続運用します。

- ・技術支援の幅を広げる担当横断型職員教育の実施
- ・技術支援力向上のための支援事例研究や研修の充実 等

③事務改善と効率化 ～内部連携強化と事務改善による業務の効率化～

職員からの提案を元に事務課題の改善に取り組み、継続的に内部連携強化と事務改善、業務効率化を図っていく仕組みを確立し、運用します。

- ・開放(貸付)機器利用時の利便性や試験研究の効率を高めるための機器担当の見直し
- ・提案制度による生産性の向上 等

④研究開発の充実 ～重点技術課題の設定と研究活動の促進・充実～

産業動向や企業ニーズ、当センターの得意分野等を踏まえて、重点技術課題を設定するとともに、研究活動促進のための環境・仕組みを整備します。

- ・企業調査等で把握した産業動向や府内企業のニーズを踏まえた重点技術課題の設定
- ・依頼試験等の日常業務に係る調査結果等の顕在化・共有化 等

⑤新産業創造・新技術開発支援の強化 ～支援領域のシームレス化と異分野融合～

課や担当の枠を越えた企業支援体制(プロジェクトチーム)を設定し、複数の技術分野にまたがる企業課題や新規開発に対応する事業や研究を促進します。

- ・中丹技術支援室の CAE システム(平成 29 年度導入)を企業支援に活かす研究会の創設
- ・複数担当の共同によるセミナー実施や研究の充実 等

⑥情報発信の強化 ～情報発信指針の策定と運用～

各媒体や事業の目的、対象等を明確にした情報発信に係る指針を定め、各種広報媒体や事業等を体系的、効果的に展開します。

- ・情報発信指針の策定
- ・独自広報媒体の利用者増加のための取組 等

3 事業の展開

(1) 技術支援

①技術相談

技術相談は、企業の技術課題の内容に応じて依頼試験や機器貸付、受託研究または共同研究へと展開、技術課題の解決に貢献します。また、企業ニーズを把握する等重要な機会ともなるため、業務の根幹として位置付け、一層の充実を図ります。

②依頼試験

依頼試験では、試験の結果を企業に報告するだけでなく、試験結果を踏まえた技術的な知見や試験・分析の手法の検討等、技術指導まで含めた一貫したサポートを行います。

③機器貸付

機器設備を中小企業等に利用していただく際には、必要に応じて職員の知識・経験を活かして、的確な支援を行うとともに、随時機器の取扱い講習会等を開催します。

④企業訪問による現地現場対応

府内中小企業との間でお互いを知り「顔の見える」密度の濃い関係を築くため、技術職員が企業の生産現場に出向き、企業ニーズの把握や技術的課題の解決に取り組むとともに、現地現場を確認して技術課題フォローアップなど必要な助言・指導を行います。

⑤企業への助成、表彰等に係る技術審査

府や(公財)京都産業21等からの依頼による技術的観点からの審査・評価に積極的に協力し、外部資金を活用した研究開発を求める企業等への支援に寄与します。

⑥府施策と連携した技術的対応

府の産業政策を担う観点から、府の主要事業に対し技術面からサポートします。

⑦地域技術相談会の開催

府広域振興局と連携して、府内市町村、地域の産業支援機関や業界団体との積極的な連携により、現地での技術相談会や懇談会を実施します。

(2) 人材育成

①研究会、セミナー・講習会の開催

研究成果の普及や、これまでのセミナー等の参加者アンケートの情報を踏まえ、最新の技術動向・企業ニーズに対応するとともに、参加者に有益なテーマとなる研究会、セミナー等を実施し、京都の産業を支える人材を育成します。

また、製品企画・設計・加工・評価技術・環境対応等の利用者ニーズにきめ細かく適合した内容を企画するとともに、単なる機器の操作方法だけでなく、ものづくりの課題解決に実践できる

よう充実した内容をめざします。

② 研究生・実習生の受入

府内の中小企業等の研究者・技術者の育成を図るため、中小企業等から研究生を受け入れ当センターの設備機器を活用しながら研究のサポートや当センターが有する技術の移転と研究生の技術習得を図ります。また、大学等からの実習生を積極的に受け入れ、カリキュラムを作成して研修等を行います。

③ 中小企業等への啓発

ものづくり企業の経営及び技術の改善等の促進・啓発を図るための取組を行います。

- ・京都府モデル工場会における先進工場や会員相互の見学会
- ・センター協力会会員企業への役立つ情報の提供

(3) 研究開発

① 所内研究、共同研究

所内研究及び共同研究は以下を基本とし、バランスのとれた取組をめざします。また、研究の実施に当たっては積極的に競争的外部資金の獲得に努めます。

- ・ものづくり基盤技術の高度化や企業・業界ニーズに基づく研究
- ・中小企業にとって今後展開が見込まれる分野での技術蓄積（ものづくり技術の厚みを増す）を支援する研究
- ・新産業創出や成長分野に係る研究

② 受託研究

個々の企業の課題解決のため、当センターが企業からの受託研究を積極的に受け入れ、企業の研究開発を支援します。

③ 委託研究

先進的な技術や当センター対応が困難であるが重要なテーマについて、大学・研究機関等に委託し、その研究成果を広く普及します。

④ 研究課題評価

当センター管理職等による内部評価と、企業・大学等の外部有識者による外部評価を実施し、研究の必要性・有効性・効率性等を事前・中間・事後に評価するとともに、必要により追跡評価を行い、府民の理解を得るとともに効果的・効率的な研究を推進します。

⑤ 知的財産の活用

研究開発等から得られた成果については、積極的に外部へ公表するとともに、知的財産として保護すべきものについては、府として出願・権利化を行い(一社)京都発明協会とも連携しながら、中小企業等への技術移転やホームページ、各種展示会等において、当センター所有の知的財産の

広報を行います。

また、当センターの特許権を（独）工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースに登録し、有効活用を行います。*

※共有の特許権の場合は、共有者の了解が得られたものに限る。

⑥企業との協働による具体的な技術開発の推進

企業連携技術開発支援事業等を通じて、職員は企業連携による新たな技術開発のコーディネーター役となり当センターの設備も活用した取組を推進します。さらにはスタッフの一員となって、実際に研究全般に関わり企業と協働して技術開発を進めます。

（４）関係機関との連携

①広域での公設試験研究機関の連携

産業技術連携推進会議など他の公設試験研究機関及び（独）産業技術総合研究所と連携・協力し、各技術分野、地域の技術力向上などを図ります。

また、関西広域連合内の公設試験研究機関と連携し、情報の共有・活用・発信、設備の域内利用の促進等に取り組みます。

②産業支援機関との連携

（公財）京都産業２１、京都府知的財産総合サポートセンターと当センターの３者による連携を強化し、経営・技術・知的財産のワンストップ支援体制を強化します。

③大学との連携

連携の基盤を形成するため、大学を積極的に訪問するなど密接な関係を構築します。最新の技術動向に対応できる専門家を常に発掘し、特別技術指導員等の人脈を補強します。

また、企業ニーズに基づく新事業展開や大学の技術シーズの企業への移転の橋渡し、大学との共同研究を推進します。

④業界団体等との連携

市町村、地域の産業支援機関、業界団体と連携し、業界・企業ニーズの把握に努めるとともに、効果的な技術支援策の実施や技術職員の派遣等技術的要請に応えます。

また、中小企業を支援している金融機関とも連携・協力し、企業の技術課題を把握、その課題解決に努めます。

（５）情報発信

①中小企業等への情報提供の強化と、広く府民の皆さんへの広報

中小企業に役立つ技術情報を、ホームページ、メールマガジン及び情報誌等の広報媒体の特長を活かした発信を行い、各技術分野における情報を迅速に提供するとともに、当センターの役割や機能を広く府民の皆さんに知っていただけるよう努めます。

②施設の公開

現在当センターをご利用いただいているお客様にセンター活用の幅を広げていただくとともに、より多くの多様な府民の皆さんに当センターの役割や機能を知っていただくために、施設公開を毎年実施し、技術職員が丁寧に説明します。

③ニーズの変化に対応した情報の提供

最新の技術動向を踏まえ、企業ニーズに対応するとともに、研究成果や有益な情報を公開し、時代の要請に従った情報を提供します。

(6) 地域産業の活性化

①北部地域ものづくり産業振興（中丹技術支援室）

府北部地域の地場ものづくり産業の一層の成長と次世代の産業振興を進めるため、「北部産業活性化拠点・京丹後」、広域振興局や地域の産業支援機関等とも連携し、地域の企業のニーズに即した技術の高度化に向けた支援事業を継続・発展させます。また、研究開発や人材育成等を支援します。

②けいはんな地域における大学・研究機関と企業との連携推進（けいはんな分室）

けいはんな地域の産業支援機関との連携強化を図り、同地域に集積する企業間及び同地域に立地する大学・研究機関との連携を促進し、高度な技術と国際的な競争力を備えたものづくり産業を支援します。

(7) 技術支援体制の充実・強化

①技術職員の資質向上

中小企業の期待に応えられる技術・知識、評価・提案力、研究開発力や他機関等とのコーディネート力の向上をめざします。そのため、企業技術者と技術職員が共に学ぶ研究会・セミナーの実施や以下の取組を行います。

- ・各企業のものづくり現場への積極的な訪問
- ・研修会・講習会・学会への参加
- ・計画的な研修機関・研究機関への派遣

②機器利用者への支援体制強化

分析装置、試験・測定装置などの主要機器について、ジョブローテーションや複数担当体制により機器利用ノウハウの蓄積・共有を図り、利用者の利便性向上を図ります。

③知的財産の管理

当センターの知的財産権の取得・活用等の考え方をまとめた「知的財産権ポリシー」を適正に運用するとともに、関係機関等との情報交換に努め、知的財産の適切な管理・活用を行います。

④機器の整備

- ・機器整備計画に基づく機器整備

保有機器の耐用年数、企業ニーズや技術の動向等を勘案して作成した「機器整備計画」に基づき計画的に整備します。

- ・機器の計画的な保守・点検

「機器の保守点検計画」に基づき計画的な保守・点検を行います。

⑤業務運営に係る基盤的事項

当センターの限られた資源を活用し、府内中小企業の技術支援を効果的に行う事務・事業を実施するため、予算を効率的に執行するとともに、「物品管理マニュアル」に基づいて適正に物品を管理します。

4 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画を実行するために、中期事業計画推進委員会(構成：所長、副所長、課・室長)(以下、委員会という。)及びその下部組織として担当の枠を越えたワーキンググループ(以下、WGという。)を設置し、職員一丸となって取り組みます。

(2) PDCAの徹底

本計画を着実に実施していくため、以下の取組を行います。

①計画(plan)と実行(do)

- ・工程表の作成

「六つの取組」については、3年間の工程表を定め、「いつ」「だれが」「どのように」実施していくのかを明確にして、計画的に推進します。

- ・年度計画の策定

当該中期事業計画を確実に実行していくため、単年度ごとの事業計画を策定します。

- ・取組の目的・内容・成果の共有

「六つの取組」については、委員会構成者が各取組の責任者となり、取組の目的・内容・成果を職員全体で共有しながら取り組みます。

②評価(check)と改善(act)

委員会において、本計画の進捗状況を定期的に把握して成果検証を行い、各取組の継続的な改善・充実に取り組みます。

- ・主要事業実績の把握

毎月の業務月報により取組状況を把握するとともに、隔月に委員会を開催します。

- ・アンケート調査の実施

業務の評価を行うため、必要に応じて利用者や研究会・セミナー等の参加者へのアンケートを実施します。

- ・事業運営懇談会等の開催

企業経営者、学識経験者などの外部有識者から、当センターの事業運営全般について意見・助言を得るために懇談会を開催します。

(3) 取組実績の公表

事業の推進状況等について、事業概要報告書やホームページ等により公表します。

(4) 重点の工程表

六つの取組	工 程	実施 スケジュール			推進管理
		⑩	⑪	⑫	
①連携機能の強化 ～外部との連携の仕組み、制度の強化～	1 外部連携に係る事業や制度について、改善する事業や新規事業の決定	■			担当WGが検証・提案し、委員会が決定。
	2 上記1の事業の実施		■		各事業の担当課・室を中心に実施。
	3 上記2の事業の検証と上記1		■		1と同じ。
②技術継承・資質向上 ～職員教育プログラムの充実と運用～	1 教育プログラムの充実と運用方針の決定	■			担当WGで協議・提案し、委員会において決定。
	2 研修等の試行	■			各研修担当課・室を中心に実施。
	3 上記1の方針に沿った取組の実施		■		各事業の担当課・室を中心に実施。
	4 上記3の取組の検証と改善		■		1と同じ。
③事務改善と効率化 ～内部連携強化と事務改善による業務の効率化～	1 事務改善の継続的推進体制の確立	■			委員会が実施。
	2 上記1の設定課題への対応の実施	■			委員会が決定し、全職員が実施。
	3 上記2の成果検証と改善		■		1と同じ。
④研究開発の充実 ～重点技術課題の設定と研究活動の促進・充実～	1 重点技術課題の設定と研究活動促進のための仕組みの決定	■			委員会において決定。
	2 上記1の方針に沿った研究の実施		■		重点技術課題研究実施者が実施。 研究評価委員会による評価。
	3 上記2の成果検証と改善		■		1と同じ。
⑤新産業創造・新技術開発支援の強化 ～支援領域のシームレス化と異分野融合～	1 課・担当の枠を越えた企業支援体制(プロジェクトチーム)の設定	■			担当WGで協議・提案し、委員会において決定。
	2 先行プロジェクトの実施 (CAEを活用した企業支援の実践的研究プロジェクト)	■			中丹技術支援室長を中心に実施。
	3 上記1のプロジェクトチームによる業務の実施		■		プロジェクトリーダーを中心に、メンバーが実施。
	4 上記3の成果検証と改善		■		1と同じ。
⑥情報発信の強化 ～情報発信指針の策定と運用～	1 情報発信指針の策定	■			担当WGが協議・提案し、委員会において決定。
	2 上記1の指針に沿った情報発信の実施		■		各担当課・室が実施。
	3 上記2の成果検証と改善		■		1と同じ。